

改正

昭和50年3月26日条例第9号

昭和51年3月29日条例第6号

昭和51年6月28日条例第14号

昭和51年9月25日条例第23号

昭和53年7月1日条例第10号

昭和54年3月30日条例第6号

昭和56年12月25日条例第19号

昭和57年6月25日条例第21号

昭和57年12月25日条例第27号

昭和58年6月30日条例第20号

昭和59年7月25日条例第29号

昭和59年9月27日条例第32号

昭和62年6月25日条例第14号

平成4年3月26日条例第7号

平成6年9月30日条例第17号

平成8年3月26日条例第4号

平成8年6月25日条例第14号

平成9年9月30日条例第18号

平成11年3月30日条例第5号

平成12年6月30日条例第28号

平成12年12月25日条例第36号

平成14年3月28日条例第10号

平成14年10月1日条例第26号

平成15年6月30日条例第19号

平成17年3月28日条例第10号

平成17年6月28日条例第18号

平成18年6月29日条例第30号

平成19年3月27日条例第5号
平成20年3月27日条例第4号
平成21年3月26日条例第6号
平成22年3月29日条例第4号
平成23年9月29日条例第14号
平成24年12月28日条例第28号
平成26年3月28日条例第6号
平成26年3月28日条例第8号
平成26年9月29日条例第18号
平成27年3月26日条例第16号
平成28年3月28日条例第7号

日野町福祉医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児、小中学生、重度心身障害者（児）、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童、ひとり暮らし寡婦、ひとり暮らし高齢寡婦ならびに心身障害者の医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。
- (2) 小中学生 6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している者で15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。
- (3) 重度心身障害者（児） 次のいずれかに該当する者（母子家庭および父子家庭に該当する者を除く。）をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号（以下「規則別表」という。）に定める障害の程度が1級または2級のいずれかに該当する者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）または知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）において、知的障害の程度が重度と判定され

た者

ウ 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が規則別表の3級に該当する者で、児童相談所または更生相談所において、知的障害の程度が中度と判定された者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童で、障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第三に定める1級に該当する者

(4) 母子家庭 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子（以下「母等」という。）が、20歳未満（ただし4月1日後に20歳に達したときは、翌年の3月31日までの間は20歳未満とみなす。）の者（以下「児童」という。）を扶養している家庭をいう。

(5) 父子家庭 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子（以下「父等」という。）が、児童を扶養している家庭をいう。

(6) ひとり暮らし寡婦 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦のうち、ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており、かつ、今後も継続すると見込まれる者であって、65歳に達する日の翌日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日を経過していない者（重度心身障害者（児）に該当する者を除く。）をいう。

(7) ひとり暮らし高齢寡婦 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦のうち、ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており、かつ、今後も継続すると見込まれる者であって、次のいずれかに該当する者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者ならびに第4号アおよびウに規定する者を除く。）をいう。

ア 65歳に達する日の翌日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から70歳に達する日の翌日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）までの間にある者

イ 平成26年4月1日以後に70歳に達した者であって、70歳に達する日の翌日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日を経過した者

(8) 心身障害者 次のいずれかに該当する者（乳幼児、重度心身障害者（児）、母子家庭および父子家庭に該当する者を除く。）をいう。

ア 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が規則別表の3級、4級、5級もしくは6級に

該当する者または児童相談所もしくは更生相談所において知的障害の程度が中度もしくは軽度と判定された者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」という。）の交付を受けた者

(9) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）

オ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

カ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(10) 障害者支援施設等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設その他規則で定める施設をいう。

(11) 助成対象者 日野町の区域内に居住する乳幼児、小中学生、重度心身障害者（児）（日野町の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより、他の市町村から日野町の区域内に住所を変更したと認められる者を除く。以下同じ。）、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童、ひとり暮らし寡婦、ひとり暮らし高齢寡婦ならびに心身障害者で医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者および規則で定める施設に入所している者を除く。）ならびに他の市町村に居住する重度心身障害者（児）で、町長が医療費の助成を必要と認めるものをいう。

(12) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で、乳幼児、小中学生、重度心身障害者（児）または心身障害者を現に監護している者をいう。

(13) 附加給付 医療保険各法の規定に基づき保険者または共済組合の規約、定款、運営規則等の規定により医療保険各法の規定による医療に関する給付（以下「保険給付」という。）に準じて給付されるものをいう。

(住所地特例)

第2条の2 他の市町村の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより、日野町から当該他の市町村の区域内に住所を変更したと認められる重度心身障害者（児）は、前条第12号に規定する助成対象者とみなす。ただし、当該重度心身障害者（児）が継続して2以上の障害者支援施設等に入所している場合にあつては、最初に入所した障害者支援施設等への入所前に日野町

の区域内に住所を有していたと認められるときに限る。

(助成の範囲)

第3条 助成対象者の疾病または負傷について、保険給付が行われた場合において、当該保険給付の額（助成対象者が医療保険各法の規定により一部負担金を支払わなければならない場合にあっては、当該保険給付の額から当該一部負担金に相当する額を控除した額）が当該医療に要する費用の額（健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額および同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額を除く。）に満たないときは、規則で定める手続に従い、当該助成対象者または保護者に対し、その満たない額に相当する額を福祉医療費として助成する。ただし、当該疾病または負傷について法令の規定により国または地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときまたは附加給付が行われたときは、その額を控除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、各助成対象者については、次によるものとする。

(1) 小中学生については、通院に係る医療に要する費用の額について、前項で算出した額から別表に定める額（以下「自己負担金」という。）を控除した額を福祉医療費として助成し、入院に係る医療に要する費用の額について、前項で算出した額を福祉医療費として助成する。

(2) 重度心身障害者（児）、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童ならびにひとり暮らし寡婦に係る医療費については、重度心身障害者（児）、母子家庭の母等、父子家庭の父等およびひとり暮らし寡婦（以下「重度心身障害者（児）等」という。）、重度心身障害者（児）等の配偶者ならびに重度心身障害者（児）等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該重度心身障害者（児）等の生計を維持する者のうちに、地方税法（昭和25年法律第226号）による市町村民税を課せられている者がいる場合は、前項で算出した額から自己負担金を控除した額を福祉医療費として助成する。

(3) ひとり暮らし高齢寡婦については、前項で算出した額から次のアまたはイに掲げる者の区分に応じ、それぞれアまたはイに定める額（以下「一部負担金相当額等」という。）を控除した額を福祉医療費として助成する。

ア 第2条第7号アに規定する者 健康保険法第74条第1項第2号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額および同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者による指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けた場合にあっては、同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額

イ 第2条第7号イに規定する者 高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額および指定訪問看護を受けた場合にあっては、同法

第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額

(4) 心身障害者については、前項で算出した額から自己負担金を控除した額を福祉医療費として助成する。

3 第1項の医療に要する費用の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額および当該保険給付に関して厚生労働大臣の定めにより算定した費用の額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

4 福祉医療費は、重度心身障害者（児）等およびひとり暮らし高齢寡婦の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が規則で定める額を超えるときは、その者に対しては助成しない。重度心身障害者（児）等およびひとり暮らし高齢寡婦の配偶者の前年の所得または重度心身障害者（児）等およびひとり暮らし高齢寡婦の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、主として当該重度心身障害者（児）等およびひとり暮らし高齢寡婦の生計を維持する者の前年の所得が、規則で定める額を超えるときも、同様とする。

5 福祉医療費は、心身障害者の前年の所得が規則で定める額を超えるとき、または次の各号に該当するときは、助成しない。

(1) 心身障害者の前年の所得、心身障害者の配偶者の前年の所得および心身障害者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該心身障害者と生計を一にしている者の前年の所得の合計額が規則で定める額を超えるときは、助成しない。

(2) 心身障害者のうち身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が規則別表の5級もしくは6級に該当する者または児童相談所もしくは更生相談所において、知的障害の程度が軽度と判定された者または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に定める障害等級を3級と判定された者は、地方税法による市町村民税を課せられている者がいる世帯に属する者には、助成しない。

6 前2項に規定する所得の範囲およびその額の計算方法は、規則で定める。

(受給券)

第4条 町長は、助成対象者または保護者から申請があった場合には、規則で定めるところにより、この条例による福祉医療費の助成を受ける資格を証する福祉医療費受給券（以下「受給券」という。）を交付するものとする。ただし、第3条第4項および第5項の規定に該当する場合には、受給券を交付しない。

2 前項の申請にあつては、町長は、助成対象者または保護者の同意を得たうえで、受給認定に要

する事項について、必要な調査をすることができる。

- 3 第1項の規定により受給券の交付を受けた助成対象者または保護者は、前条第1項の規定により福祉医療費の助成を受けようとする場合は、健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関もしくは保険薬局または同法第88条第1項の指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)において医療の給付を受ける際、当該保険医療機関等に受給券を提示しなければならない。

(助成の方法)

第5条 第3条に規定する福祉医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請するものとし、町長は当該申請に基づき助成するものとする。ただし、町長は、当該助成申請について、福祉医療費の助成を行なうことが適当でないとき、助成申請額の全部または一部の助成を行なわないことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず次条の規定により福祉医療費の助成があったものとみなされるときは、前項の規定は適用しない。

(助成方法の特例)

第6条 町長は、助成対象者または保護者が第4条第3項に定める手続に従い、滋賀県内の保険医療機関等において医療の給付を受けた場合には、福祉医療費として当該助成対象者または保護者に助成すべき額の限度において、その者が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、当該助成対象者または保護者に対し、福祉医療費の助成があったものとみなす。

(自己負担金等の支払)

第7条 前条第1項に規定する方法により福祉医療費の助成を受ける小中学生については、通院に係る医療に要する費用について、自己負担金を保険医療機関等に支払うものとする。

- 2 前条第1項に規定する方法により福祉医療費の助成を受ける第3条第2項第2号に規定する重度心身障害者(児)、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童ならびにひとり暮らし寡婦ならびに心身障害者については、自己負担金を保険医療機関等に支払うものとする。
- 3 前条第1項に規定する方法により福祉医療費の助成を受けるひとり暮らし高齢寡婦については、一部負担金相当額等を保険医療機関等に支払うものとする。

(助成の期間)

第8条 福祉医療費の助成は、次項から第4項までに定める場合を除き助成対象者となった日の属する月の初日からその者が助成対象者でなくなった日までの間に受けた医療に係る福祉医療費に

ついて行うこととする。

- 2 乳幼児にあつては助成対象者としての要件を満たすに至った日からとする。
- 3 重度心身障害者（児）についての助成対象期間の終期は、助成対象者でなくなった日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日までとする。
- 4 助成対象に該当する者が月の中途において本町の区域内に居住することとなった者であるときは当該居住することとなった日からとする。

（届出）

第9条 第4条第1項の規定により受給券の交付を受けた助成対象者または保護者は、規則で定める福祉医療費受給券交付申請書の記載事項に変更が生じたときまたは第三者の行為によって福祉医療費の支給事由が生じたときは、規則で定めるところにより、その旨をすみやかに町長に届け出なければならない。

- 2 助成対象者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、その旨を町長に届け出なければならない。
- 3 町長は、前2項の届出がないときは、職権により調査し、受給券を交付した助成対象者の認定の取消し、その他必要な措置をとることができる。

（損害賠償との調整）

第10条 町長は、助成対象者または保護者が当該助成対象者の疾病または負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、福祉医療費の全部もしくは一部を助成せず、またはすでに助成した福祉医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

（受給権の保護）

第11条 この条例による福祉医療費の助成を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、または差し押えることができない。

（助成金の返還）

第12条 町長は、偽りその他不正の手段により福祉医療費の助成を受けた者がいるときは、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部または一部を返還させることができる。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

付 則（昭和50年条例第9号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則（昭和51年条例第6号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則（昭和51年条例第14号）

この条例は、昭和51年7月1日から施行する。

付 則（昭和51年条例第23号）

この条例は、昭和51年10月1日から施行する。

付 則（昭和53年条例第10号）

この条例は、昭和53年7月1日から施行する。

付 則（昭和54年条例第6号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則（昭和56年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和57年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

付 則（昭和57年条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、この条例による改正後の日野町福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（昭和58年条例第20号）

この条例は、昭和58年7月1日から施行する。

付 則（昭和59年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第5号の規定は、昭和59年4月1日から、第3条第3項の規定は、昭和59年7月1日から適用する。

付 則（昭和59年条例第32号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、この条例による改正後の日野町福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（昭和62年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の日野町福祉医療費助成条例等の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

付 則（平成4年条例第7号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則（平成6年条例第17号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

付 則（平成8年条例第4号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

付 則（平成8年条例第14号）

- 1 この条例は、平成8年8月1日から施行する。ただし、第2条第4号および第5号の改正規定は、平成8年10月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の日野町福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成9年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成11年条例第5号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成12年条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、この条例による改正後の日野町福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成12年条例第36号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成14年条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の日野町福祉医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日の前日において改正前の日野町福祉医療費助成条例（以下「旧条例」という。）第2条第2号オの規定に該当する者で旧条例第4条第1項の規定により福祉医療費受給券の交付を受けているものは、平成14年4月から平成19年7月までの間に受けた医療については、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例により、福祉医療費の助成を受けることができる。

4 前項の規定によりなお従前の例により受けることができることとされた福祉医療費の助成であって、平成15年8月から平成17年7月までの間に受けた医療に係るものについては、旧条例第3条第3項中「の前年の所得（1月」とあるのは「が当該年度（4月」と、「前前年の所得とする。以下同じ。）が規則で定める額を超える」とあるのは「前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）による市町村民税の所得割を課せられている」と、「配偶者の前年の所得」とあるのは「配偶者」と、「の前年の所得が、規則で定める額を超える」とあるのは「が当該年度分の地方税法による市町村民税の所得割を課せられている」とする。

5 付則第3項の規定によりなお従前の例により受けることができることとされた福祉医療費の助成であって、平成17年8月から平成19年7月までの間に受けた医療に係るものについては、旧条例第3条第3項中「の前年の所得（1月」とあるのは「が当該年度（4月」と、「前前年の所得とする。以下同じ。）が規則で定める額を超える」とあるのは「前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）による市町村民税を課せられている」と、「配偶者の前年の所得」とあるのは「配偶者」と、「の前年の所得が、規則で定める額を超える」とあるのは「が当該年度分の地方税法による市町村民税を課せられている」とする。

付 則（平成14年条例第26号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

付 則（平成15年条例第19号）

(施行期日)

1 この条例は、平成15年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の日野町福祉

医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成17年条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の日野町福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成17年条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の日野町福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成18年条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の日野町福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成19年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年条例第4号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の日野町福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成22年3月29日条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年8月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第2条の2の規定は、この条例の施行の日前に他の市町村の区域内に所在する改正後の第2条第10号に規定する障害者支援施設等に入所したことにより、日野町から当該他の市町村の区域内に住所を変更したと認められる重度心身障害者（児）についても、適用する。

付 則（平成23年9月29日条例第14号）

この条例は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第1条第3号に定める施行の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条および第7条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成24年12月28日条例第28号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条および第4条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月28日条例第6号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の日野町福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成26年3月28日条例第8号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。ただし、第2条第10号の改正規定については、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の日野町福祉医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正前の日野町福祉医療費助成条例（以下「旧条例」という。）第2条第7号の助成対象となる者であって、平成26年7月31日までに65歳に達する者のうち、70歳に達する日の翌日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）までの間にある者は、新条例の

規定にかかわらず、なお従前の例により福祉医療費の助成を受けることができる。

- 4 旧条例第2条第7号の助成対象となる者であって、平成26年4月1日から同年6月30日までの間に70歳に達した者のうち、70歳に達する日において旧条例第4条第1項の規定により受給券の交付を受けていた者（日野町以外の滋賀県内の市町においてひとり暮らし高齢寡婦の福祉医療費に係る受給券の交付を受けていた者を含む。）は、当該受給券の有効期間終了後からこの条例の施行の日までの間は、引き続き旧条例第3条に規定する福祉医療費の助成を受けることができる。

付 則（平成26年9月29日条例第18号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

付 則（平成27年3月26日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の日野町福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成28年3月28日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の日野町福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

小中学生の通院、重度心身障害者（児）、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童、ひとり暮らし寡婦ならびに心身障害者に係る自己負担金

区分	金額	備考
入院	1日当たり1,000円	自己負担金は、同一の医療機関（同一の医療機関における歯科診療および歯科診療以外の診療は、それぞれの診療ごとに別の医療機関とみなす。）ごとに、1箇月に

		つき14,000円を限度とする。
通院	1 診療報酬明細書当たり500円	<p>(1) 1 箇月当たりの自己負担金が左の金額に満たないときは、当該金額とする。</p> <p>(2) 調剤報酬明細書には適用しない。</p>